

ふたばこども園子育て支援事業 《子育てパレット》参加無料

日時＝12月16日(金)10時～11時(受付9時45分～)
内容＝「おおきくなあれ」お誕生日会・クリスマス会など
場所＝ふたばこども園
対象＝市内在住の未就園児とその保護者(10組先着順)
持ち物＝タオル、お茶
申込＝12月6日(火)～12日(月)に下記URLから
<https://koriyamafutabakai.or.jp/>
※コロナ感染防止対策をお願いします。
問合せ＝子育て支援センターふたばこども園(☎59-4141)

暖房器具からの火災や事故に注意

冬は暖房器具などによる火災が発生しやすく、空気の乾燥などのため被害が大きくなりやすい時期です。可燃物を熱源の傍に置かない、石油ストーブなどの使用中に給油をしないなど安全な取り扱いや火災を防ぐポイントを確認しましょう。また、1時間に1回以上5分間程度窓を開けるなど定期的な換気を心掛け、酸素濃度の低下による不完全燃焼を防止し、一酸化炭素中毒にならないよう注意しましょう。
問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課(☎59-1289)

南井町児童館「こども人形劇」

今年も「人形劇のねこじゃらし」が児童館にやって来ます!!小学生くらいまでの児童向けのお話の予定です。とても可愛くて面白い人形たちが出てくる劇を、みんなでいっしょに楽しもう!※来館に際し、マスク等を着用し、アルコールでの手指消毒にご協力ください。
日時＝12月20日(火)14時30分～15時30分
場所・問合せ＝南井町児童館(☎57-2772)

広告欄

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちに
ご相談ください!



エステ店が
倒産してしまった!

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

【事例】

2カ月前、脱毛エステ18回コース、35万円を契約した。支払いはクレジットカードで分割18回払いにした。これまで2回施術を受けている。先日、突然エステ店から倒産を知らされ驚いた。急いでクレジット会社に今後の支払いを止めてもらうよう連絡すると「抗弁書を提出するように」と言われた。抗弁書について教えてほしい。(20代女性)

【抗弁書(支払い停止の抗弁)とは】

クレジット会社を利用した契約で、販売店が購入した商品を渡してくれない、サービスが提供されないなど、消費者との間で問題が起こったとき、その問題が解決するまでの一定期間、クレジット会社へ代金の支払い停止を申し出る書面のことです。ただし、これはクレジット代金の支払い停止を主張するものではありません。事例のように、クレジット分割払いで支払い期間が2カ月を超え、総支払額が40,000円以上(リボルビング払いの場合は38,000円以上)の取引が対象になります。なお、クレジット翌月一括払いは抗弁の対象にはなりません。抗弁書の様式は一般社団法人日本クレジット協会のウェブサイトからダウンロードできます。

【エステ代金を支払い済みの場合】

一般的に、事業者が倒産し破産手続きが開始された場合、事業者の資産は破産管財人(弁護士)の管理下に置かれます。まずは破産管財人からの連絡を待ちましょう。ただし、配当は税金や従業員の給料などを支払った後になるため、代金を返してもらえないこともあります。